資料４－２

更生園における市町村面会記録（総括）

市町村は、障害者総合支援法第１９条第１項の規定により、障害者の援護の実施機関であるため、今般、市町村が面会を行っている。

＜結果概要＞

１　今回の集計期間　　平成２５年１２月２５日から
　　平成２６年　１月２３日まで

２　面接件数　　１２市町村　５０件

３　面接の概要

現在の生活状況や健康状態を中心に利用者本人から聴取。（概ね完了）

（聴取結果）

- 全体として、入所者に、今回の虐待事件の影響は見られなかった。
- 虐待が疑われるケースや虐待の訴えがあったケースはなかった。
- 今後も、必要な支援を行っていく